

府立学校における再生資源化可能なゴミ等の処分について

対象受検機関：教育庁 施設財務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																					
<p>1 大阪府における再生資源化の取組 大阪府においては、平成28年6月に平成32年度を目標年次とした「大阪府循環型社会推進計画」を策定し、同計画では「大阪府の率先行動」として「大阪府は、自身が大きな事業体であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組み、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めます。」としている。 ※「3R」＝リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）</p> <p>2 府立学校における古紙類処分の状況 上記の計画を踏まえ府立学校（179校）における古紙類の処分状況について、施設財務課が調査を行ったところ、結果は下記のとおりであった。 ※調査対象：府立学校179校 [高等学校138校、支援学校46校から分校等5校を除く]</p> <table border="1" data-bbox="252 886 1347 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>校数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①分別貯留実施</td> <td>173校</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ②売却処分</td> <td>17校</td> <td>・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額</td> </tr> <tr> <td> ③無償処分</td> <td>118校</td> <td>・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等</td> </tr> <tr> <td> ④有償処分</td> <td>38校</td> <td>・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分</td> </tr> <tr> <td>⑤分別未実施</td> <td>6校</td> <td>・不燃物と可燃物の分別のみ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 分別貯留…一般廃棄物と古紙類を分けて保管しておくこと。 売却処分…古紙類の処分に関して何らかの対価を得ること。 無償処分…古紙類の処分に関して支出・収入が伴わないこと。 有償処分…古紙類の処分に関して支出が伴うこと。</p> <p>3 上記調査から判明したポイント ・179校のうち173校（①）において、再生資源化に向けたゴミの分別貯留が行われている。 ・173校（①）のうち135校（②+③）において、再生資源化処理を行っている。 ・分別貯留が行われている学校の中にも、古紙類を一般ゴミと併せて有償処分している学校が38校（④）ある。 ・古紙類の分別貯留を行っていない学校が6校（⑤）ある。</p>		校数	備 考	①分別貯留実施	173校		②売却処分	17校	・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額	③無償処分	118校	・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等	④有償処分	38校	・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分	⑤分別未実施	6校	・不燃物と可燃物の分別のみ	計	179校		<p>1 再生資源化可能なゴミの分別貯留を行っていない府立学校や、分別貯留が行われているものの古紙類を一般ゴミと併せて有償処分している府立学校があり、再生資源化に向けての取組が十分ではない。</p> <p>2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされているか把握されていないため、再生資源化の確認が十分ではない。</p>	<p>1 再生資源化可能なゴミの分別貯留を行っていない学校については、早期に改善されるよう分別について指導されたい。 さらに、古紙類を有償処分している学校に対して他校の取組事例を紹介するなどして、各府立学校の実情を踏まえた売却処分や無償処分に向けて適切な指導を行われたい。</p> <p>2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされていることを確認できるような仕組みを、各府立学校の実情を踏まえて検討されたい。</p>
	校数	備 考																					
①分別貯留実施	173校																						
②売却処分	17校	・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額																					
③無償処分	118校	・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等																					
④有償処分	38校	・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分																					
⑤分別未実施	6校	・不燃物と可燃物の分別のみ																					
計	179校																						

措置の内容

- 1 検出事項について、府立学校においても大阪府が率先して実施すべき循環型社会への取組をしていくことについて、分別をすることによる再生資源化可能なゴミの取扱いや、売却や無償回収など一部の学校における取組実践例なども紹介し、各学校の運営にあった取組を検討するよう依頼した。
あわせて、上記の依頼文書とともに、再生資源化可能なゴミの分別貯留については、府立学校において、一般廃棄物、再生資源化可能なゴミ及び産業廃棄物を分類して排出量を把握するよう、排出量計測表の様式及びその記入要領（分別を徹底した上で計測を始めることなどを示しているもの）を送付した。
また、平成30年1月30日開催の「平成29年度府立高等学校長協会」及び同年2月6日開催の「平成29年度府立学校校長連絡会」において、循環型社会への取組の実践に当たっては、事務職員のみによる取組に限ることなく、生徒や教職員を含めた学校全体の取組とするよう、学校長への働きかけも行った。
- 2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされていることを確認できるよう、前記の依頼文書とともに、古紙類の処分に関する参考仕様書例（業務概要として、受注者が発注者から買い受けた不用物品（古紙類）を、受注者の責任において関係法令等を遵守の上、再生資源化できる流通経路を確保し、リサイクルに努めることなどを示したもの）、再生資源物（古紙類等）受領書の様式（受け取った再生資源化可能なゴミについて、適正な処理のもと活用する旨を示したもの）及び登録されているリサイクル事業者の一覧を送付した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）

大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準について

対象受検機関：教育庁 私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪府私立学校審議会の概要</p> <p>(1) 大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）は、私立学校法に基づき設置を義務付けられた知事（注1）の諮問機関（注2）であり、知事が私立学校の設置認可や廃止など一定の事項を行う場合、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>知事は、審議会の答申を受けて、その意見を尊重しながら最終的な意思決定（認可の可否等を判断）を行うこととされている。</p> <p>（注1）大阪府では平成28年4月1日より私立学校に関する事務が「知事」から「教育長」に委任されている。</p> <p>（注2）諮問機関とは、行政主体の意思を決定するに当たり、参考となるべき意見を述べる権限を有する行政機関。</p> <p>(2) 審議会は、教育に関し学識経験を有する者により19人の委員で構成されている。</p> <p>[平成29年7月1日、委員に公認会計士が新たに選任され、委員が19人となった。]</p> <p>(3) 平成26年7月より議案内容、議事概要及び結果が公表されている。また、平成29年7月より報告事項も公表されている。</p> <p>2 最近の審議会における審議等について</p> <p>平成29年7月27日に開催された審議会において審議等が行われた主な項目は下記のとおり。</p> <p>(1) 『条件付き「認可適当」』答申の改善</p> <p>条件が達成出来なければ「認可適当」とならない事案については、「継続審議」することとした。</p> <p>(2) 「認可適当」答申の文言の改善</p> <p>「適当である」に変更することとした。</p> <p>(3) 私立学校の設置認可に関する審査基準の改正</p> <p>①虚偽申請等への厳格な対応、②申請書記載内容の充実（様式の整備）、③基準内容の見直し（借地上の校舎建築の緩和）、④設置認可の時期（※上記①～④について、審議会に報告・意見の聴取を行った。）</p> <p>3 幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合における資産要件（借入金）に関する審査基準の改正について</p> <p>(1) 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準等では、幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合、借入金がある場合は小学校等の設置が認められていなかったが、平成24年4月1日、幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合における資産要件（借入金）に関する審査基準が改正され、一定の要件を満たす場合には借入金を認めることとした。</p> <p>(2) 同基準の改正に当たっては、審議会へ報告し、意見を聞いている。</p>	<p>学校法人森友学園の小学校設置認可案件において、借地である校舎敷地を自己所有とみなして審査基準に適合するとの判断を行っているが、当時の審査基準の文言に該当するとは直ちに読み取れない。</p> <p>また、その経緯も含めた意思決定に至る過程について文書を作成していなかったため、事務、事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することに支障が生じた。</p> <p>【私立学校法】 （私立学校審議会） 第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。 （委員） 第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもって、組織する。 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。 （委員の任期） 第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 （資産） 第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。 （認可） 第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。 2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。</p>	<p>審査基準等の運用に当たっては、平成29年8月10日に改正された大阪府教育委員会行政文書管理規則に基づき意思決定に至る文書を作成されたい。</p> <p>また、審査基準等の解釈及び運用に係る判断については、十分な根拠に基づいて行われたい。</p>

- 4 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準について
- (1) 大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準(以下「審査基準」という。)において、資産等の要件について次のとおり定められている。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。
- ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。
- イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。
- (ア)20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
- (イ)借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。

平成26年10月31日付で学校法人森友学園が「小学校認可申請書」を府に提出した。校舎敷地が自己所有ではなかったが、私学課では借地(定期借地契約及び売買予約契約が締結される予定)を「自己所有」とみなし、審査基準に適合するとの判断を行った。

- (2) 借地を「自己所有」とみなし、審査基準に適合すると判断するに至った考え方は次のとおり。
- ・「校舎敷地が借地である場合は基準に適合しない」との認識であったが、「将来的には当該土地が自己所有となることが見込まれたこと」、「8年後には底地国有地を買受ける意向であり、申請書の資金計画もそのように作成されていたこと」から、「一旦、瑕疵は出るがいずれ回復する」と解釈し、「文科省通知(H19)により校地及び校舎に関する自己所有の要件が緩和されていること」の理由により、基準に適合するとみなしていた。

5 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠に関する教育庁等の評価

- (1) 「将来的に自己所有となることの確約の担保」については、以下の4点から、私学課職員は、相当程度の確実性があるものとの認識により判断していた。
- ① 学校法人森友学園(以下「森友」という。)からは、『認可申請に係る資金計画において、8年後に購入する計画が示されていた。』こと
- ② 財務省近畿財務局(以下「近財」という。)からは、『平成25年9月以降に、適時、来課や問い合わせがあった。』こと
- ③ 森友と近財それぞれの発言内容が合致していたこと
- ④ 近財が、府に対して、平成25年10月31日付けで発出した照会文書において、「取得等要望」に森友との記載があったこと
- (2) しかしながら、森友提出の資金計画において借地の購入が8年後であったことから、本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに当たっては、森友からの資金計画や近財とのやり取り、近財からの書面のみを根拠とするのではなく、

【校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について】

(平成19年3月28日付18文科高第756号 文部科学省初等中等教育局長及び同高等教育局私学部長名通知)

- 1 私立学校法第25条第1項に規定する資産については(中略)学校法人を新設する場合、校地及び校舎等の基本財産は、「原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りではない」としており、一定の場合に校地及び校舎を借用すること等が認められている。

都道府県知事が、同法第31条第1項の規定に基づき、小学校等を設置する学校法人の寄附行為の認可を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合」としては、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。(中略)

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。

<p>森友の財務状況について、より客観的な資料等に基づき購入の确实性を検討の上、判断すべきであった。</p> <p>以上、自己所有となるとの当時の判断は、十分な根拠に基づいてなされたものとはいえない。</p> <p>(出典)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><報道提供資料> 学校法人森友学園瑞穂の國記念小學院 設置認可申請に関する検証報告 ―府職員が校舎敷地を府審査基準に適合すると判断したことの検証― 平成29年4月6日 大阪府教育庁／大阪府総務部</p> </div>		
---	--	--

措置の内容

審査基準等の運用に当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程に関する文書について、大阪府教育委員会行政文書管理規則に基づき、適切に作成し、保存していく。

また、審査基準等の解釈及び運用について、十分な根拠に基づく判断を可能とするため、申請書の記載内容の充実や、書類の原本確認等、事案に応じて厳密な確認ができるよう、審査基準を改正し、申請書様式を整備した。

具体的には、児童生徒の確保に向けた取組や法人の資産など、より具体的に記載することで、審査基準への適合性について客観的に判断することを可能とするとともに、申請者自らが審査基準への適合を容易に確認できるような様式に改正した。さらに、原本提出を求めることや契約の相手方へ事実確認をすることを、申請書様式に明記することにより、申請者に対して適正な申請が促されるような工夫を行った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 私学課</p>	<p>1 私学課総務・専各振興グループにおいては、大阪府財務規則第69条第2項及び大阪府財務規則の運用第69条関係第2項に基づく検査員の指定は、グループ単位で決裁により行っているが、年度当初に行った検査員の指定手続において、補職名しか記載されていないため、職員（氏名）が指定されないまま検査を行っていた。</p> <p>2 私学課小中高振興グループにおいては、上記規則等に基づく検査員の指定は契約案件ごとに伺い定めにより行うこととしているが、検査員の指定が行われておらず、検査員でない者が検査を行っていたものがあつた。</p>	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （検査） 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行われなければならない。</p>	<p>1 私学課総務・専各振興グループにおいて、平成29年12月13日付けで職員（氏名）を指定して検査員の指定を行った。</p> <p>2 前記の検査員の指定と併せて、私学課小中高振興グループの職員について、平成29年度における報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、並びに負担金、補助及び交付金の節に係る契約に関する検査を行う職員として、検査員の指定を行った。</p> <p>私学課における検査員の指定については、平成30年4月2日に一括で、私学課の各グループの職員について、平成30年度における報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、並びに負担金、補助及び交付金の節に係る契約に関する検査を行う職員（氏名）を指定して、検査員の指定を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育庁 学校総務サービス課	<p>富田林市立小学校の職員Aに対して、平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、特別休暇に伴い同年7月1日から9月30日まで通勤しなかったため、同年7月から9月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 604 1454 751"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>25,200円</td> <td>12,600円</td> <td>12,600円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	25,200円	12,600円	12,600円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、認定者（校長）に対して、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導された。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>指摘された職員の通勤手当については、職員の通勤手当に関する規則に基づき返納の措置を講じた。</p> <p>また、認定事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当校に対し、事後の確認等の周知徹底を図った。 2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するように指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。 3 事務担当職員研修の際に、平成29年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導した。
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額								
平成28年4月から同年9月まで	25,200円	12,600円	12,600円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成29年6月5日から同年7月11日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>1 収蔵庫建設用地として土地を取得した際に、土地の外周のフェンスも含めて取得したが、下記のフェンスが工作物として公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>【施設名：和泉池上文化財収蔵庫】</p> <table border="1" data-bbox="537 604 1427 709"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェンス</td> <td>1 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 収蔵庫新築の際に、建物外の定着物も建物に含めて公有財産台帳に登録されていたが、下記については工作物として公有財産台帳に登録すべきものであった。</p> <p>【施設名：和泉池上文化財収蔵庫】</p> <table border="1" data-bbox="537 989 1427 1234"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯</td> <td>1 個</td> <td>3,034,500円</td> </tr> <tr> <td>バリカー</td> <td>1 個</td> <td>281,483円</td> </tr> <tr> <td>門扉</td> <td>1 個</td> <td>1,886,462円</td> </tr> <tr> <td>引込電柱</td> <td>1 本</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>排水溝</td> <td>1 個</td> <td>5,293,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。うち1件は備品として登録されていた。</p> <p>【施設名：弥生文化博物館】</p> <table border="1" data-bbox="537 1461 1427 1556"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掲示板</td> <td>2 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	フェンス	1 個	不明	種目名称	数量	取得金額	外灯	1 個	3,034,500円	バリカー	1 個	281,483円	門扉	1 個	1,886,462円	引込電柱	1 本	不明	排水溝	1 個	5,293,070円	種目名称	数量	取得金額	掲示板	2 個	不明	<p>速やかに公有財産台帳の修正及び登録を行うとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう(原則として、仮設建築物は含まれない。) 周壁(側壁も同様とする。)とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。(以下略) ② 工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除く。)のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に附着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。(以下略)</p>	<p>1 フェンスについて、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>2 建物外の定着物について、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>3 掲示板について、備品として登録されていたものにあつては備品出納簿から払い出して、登録されていなかったものにあつては新たに、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種目名称	数量	取得金額																															
フェンス	1 個	不明																															
種目名称	数量	取得金額																															
外灯	1 個	3,034,500円																															
バリカー	1 個	281,483円																															
門扉	1 個	1,886,462円																															
引込電柱	1 本	不明																															
排水溝	1 個	5,293,070円																															
種目名称	数量	取得金額																															
掲示板	2 個	不明																															

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月5日から同年7月11日まで)

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>計量法によれば、電気等の使用量を計量する特定計量器について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。弥生文化博物館において、行政財産の使用許可を行った自動販売機の電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="540 638 1531 783"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> <th>特定計量器確認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計 1台</td> <td>平成28年9月</td> <td>平成29年7月7日</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日	電力量計 1台	平成28年9月	平成29年7月7日	<p>検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を新しいものに取り替えるなど、必要な是正措置を行われたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>平成29年9月11日に検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を新しいものに取り替えた。 今後は、計量法を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日							
電力量計 1台	平成28年9月	平成29年7月7日							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）